

○大田区雨水浸透施設設置助成金交付要綱

平成5年4月21日

土土発第27号

改正 平成7年2月2日土管発第633号

平成12年3月9日土計発第376号

平成20年3月13日19ま調発第10411号

平成23年7月15日23ま調発第10273号

平成27年3月27日26ま調雨発第10157号

平成30年3月25日29ま調雨発第10175号

令和5年1月31日4ま調雨発第10161号

(目的)

第1条 この要綱は、治水対策の一環として、建築物の屋根の雨水を地下に浸透させる施設を設置する者に対して助成金を交付することにより、河川への雨水流出を抑制し、水害の防止や軽減を図り、併せて地下水のかん養を促進し、もって自然環境の保全と回復に資することを目的とする。

(雨水浸透施設)

第2条 この要綱における雨水浸透施設は、屋根に降る雨水を地下に浸透させる施設で、次に掲げるものとする。

- (1) 雨水浸透ます
- (2) 雨水浸透管（以下「浸透トレンチ管」という。）

(対象区域)

第3条 この要綱は、埋立地の地域（平和島、平和の森公園、昭和島、東海、城南島、京浜島、羽田空港及びふるさとの浜辺公園をいう。）以外の大田区全域を対象区域とする。ただし、対象区域であっても次に掲げる区域を除く。

- (1) 雨水を浸透させることによって安全性が損なわれるおそれのある急傾斜地
- (2) 法面の安全性が損なわれる区域
- (3) 自然的環境を害するおそれのある区域
- (4) 地下水位が概ね地表面より1m以内にある区域

(対象施設)

第4条 この要綱の対象となる施設は、次に掲げる施設以外の施設とする。

- (1) 大田区が所有する施設
- (2) 国、地方公共団体、公社、公団その他これらに準ずるものの所管する施設
- (3) 大田区開発指導要綱の適用を受ける建築物

(対象者)

第5条 この要綱の対象となる者は、前条に規定する施設又は施設の敷地の所有者等当該施設について雨水浸透施設を設置しうる権利を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付を申請することができない。

- (1) 住民税を滞納している者
- (2) 法人住民税を滞納している者

(設置基準)

第6条 この要綱に基づく雨水浸透施設の設置については、大田区雨水流出抑制施設技術指針を準用するものとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の交付は、第2条に規定する雨水浸透施設の設置に要する費用について行い、助成金の額は、予算の範囲内で、区長が別に定める標準工事費により算出した額とそれに係る消費税等相

当額の合計額とし、1件40万円を限度とする。ただし、区長が必要と認めた場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、雨水浸透施設の設置工事に要した費用が、区長が別に定める標準工事費により算出した額とそれに係る消費税等相当額の合計額より少額の場合には、その設置工事に要した費用を助成金の額とする。

(助成金の交付申請)

第8条 雨水浸透施設を設置しようとする者で、この要綱による助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、雨水浸透施設設置助成金交付申請書(別記第1号様式)により区長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 雨水浸透施設配置図(別記第2号様式)

(2) 案内図

(3) 住民税納税証明書の写し(身分証明書の写しを添えて、雨水浸透施設設置助成金交付申請書の同意欄に同意をした場合を除く。)又は法人住民税納税証明書の写し

(4) 雨水流出抑制計算書

(5) その他区長が必要と認めた書類

(助成金の交付決定等)

第9条 区長は、前条の申請があったときは申請書類を審査の上、助成金交付の可否を決定し、雨水浸透施設設置助成金交付決定通知書(別記第3号様式)又は雨水浸透施設設置助成金不交付決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、区長は、適正な助成金の交付を行うため、修正を加え、条件を付して助成金の交付を決定することができる。

(申請の撤回)

第10条 区長は、前条第1項の交付の決定内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる旨を申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 区長は、助成金の交付の決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは、雨水浸透施設設置助成金交付決定取消通知書(別記第5号様式)又は雨水浸透施設設置助成金交付決定変更通知書(別記第6号様式)により助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、雨水浸透施設の設置のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(1) 天変地変その他助成金の交付の決定後生じた事情により雨水浸透施設の設置の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 申請者が雨水浸透施設の設置を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないとき(申請者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

(3) 申請者が雨水浸透施設の設置に要する経費(助成金によって賄われる部分を除く。)を負担することができないとき(申請者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

- 2 前項の規定による助成金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる

(1) 雨水浸透施設の設置に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 雨水浸透施設の設置を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- 3 前項の助成金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る助成金に準ずるものとする。

(申請の取下げ及び撤回)

第12条 第8条第1項の申請者が、申請を取り下げようとするとき又は第9条第1項の規定による助成金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた者が雨水浸透施設の設置を撤回しようとするときは、取下及び撤回届（別記第7号様式）を区長に提出しなければならない。

（変更の申請）

第13条 交付決定を受けた者は、第8条に掲げる書類の内容を変更しようとするときは、設計変更協議書（別記第8号様式）を区長に提出しなければならない。

（事故報告）

第14条 交付決定を受けた者は、雨水浸透施設の設置が予定の期間内に完了しない場合又は雨水浸透施設の設置の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を事故報告書（別記第9号様式）により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、必要があると認めるときはその処理について適切な指示をするものとする。

（状況報告等）

第15条 区長は、雨水浸透施設の設置の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、交付決定を受けた者に雨水浸透施設の設置の遂行の状況に関し報告させることとする。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において必要があるときは、交付決定を受けた者にその処理について適切な指示をするものとする。

（遂行命令等）

第16条 区長は、交付決定を受けた者による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、雨水浸透施設の設置が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、雨水浸透施設の設置を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、交付決定を受けた者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、雨水浸透施設の設置の遂行の一時停止を命ずることができる。

（完了届の提出）

第17条 交付決定を受けた者は、雨水浸透施設の設置工事が完了したときは、完了届（別記第10号様式）に次の書類を添えて区長に提出しなければならない。

（1）雨水浸透施設完了配置図（別記第11号様式）

（2）工事精算調書（別記第12号様式）

（3）工事写真帳（A4版）

（助成金の交付額の確定等）

第18条 区長は、前条の規定による完了届（別記第10号様式）を受けたときは、その内容の審査及び現場検査の上、交付すべき助成金の額を確定し、雨水浸透施設設置助成金交付額確定通知書（別記第13号様式）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

2 前項の通知書を受けた者は、前項の通知を受けた日から14日以内に請求書（別記第14号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに、助成金を交付するものとする。

4 助成金の交付を受けた者は、設置工事費等に係る領収書（内訳書を含む。）の写しを区長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第19条 区長は、前条の検査の結果、改善を要する箇所を発見したときは、当該箇所の改善を命ずることができる。

2 第17条の規定は、前項の命令により交付決定を受けた者が必要な措置をした場合について準用する。

（交付決定の取消し）

第20条 区長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、雨水浸透施設の設置について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 区長は、第1項の規定により交付決定を取り消したときは、雨水浸透施設設置助成金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により交付決定を受けた者に通知する。

（助成金の返還）

第21条 区長は、既に助成金を交付した者に対して前条第1項の規定により交付決定を取り消したときは、雨水浸透施設設置助成金返還通知書（別記第15号様式）により通知し、期限を定めてその全部又は一部の助成金の返還を命じることとする。

（違約加算金及び延滞金）

第22条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、交付決定を受けた者に対して命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させることとする。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、交付決定を受けた者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させることとする。

3 前2項に規定する年当りの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。

（違約加算金の計算）

第23条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定を受けた者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第24条 区長は、第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（他の助成金等の一時停止等）

第25条 助成金の返還を命じられた交付決定を受けた者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納額とを相殺するものとする。

（財産処分の制限）

第26条 助成金の交付を受けた者は、雨水浸透施設の設置により取得し、又は効用を増加した財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、助成金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（委任）

第27条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成23年7月15日23ま調発第10273号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成27年3月27日26ま調雨発第10157号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のこの要綱の規定は、平成27年4月1日以後に第8条に規定する申請を行った者から適用し、同日前に行った者については、なお従前の例による。

付 則（平成30年3月25日29ま調雨発第10175号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のこの要綱の規定は、施行の日以後に第8条に規定する申請を行った者から適用し、同日前に行った者については、なお従前の例による。

付 則（令和5年1月31日4ま調雨発第10161号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のこの要綱の規定は、施行の日以後に第8条に規定する申請を行った者から適用し、同日前に行った者については、なお従前の例による。

3 改正前のこの要綱の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。